

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十四年七月十日から同年十一月十二日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するように提出してください。

平成二十四年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール橿原

所在地 橿原市曲川町七丁目四四三一ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前九時 閉店時刻 午前零時

（変更後）開店時刻 午前七時 閉店時刻 午前零時

三 届出年月日

平成二十四年六月二十七日

四 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

五 縦覧期間

平成二十四年七月十日から同年十一月十二日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで。ただし、平成二十四年七月十日から同年九月七日までの間は、午前八時三十分から午後四時三十分まで